

公益財団法人全日本柔道連盟

2026 年度事業計画

I. 事業の概要

本連盟は、定款第3条において、「わが国における柔道競技界を統轄し代表する団体として、嘉納治五郎師範によって創設された柔道（以下、単に「柔道」という。）の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。」と定めている。

その目的を達成するために実施する5つの事業を定款第4条で定めているが、その戦略的グランドデザインとなる長期育成指針を2023年に策定し、長期育成指針に基づいた様々な事業を専門委員会、加盟団体および関係団体等と連携・協力しながら実施している。各事業の概要は次のとおりである。

(1) 柔道に関する競技者および指導者の育成事業

① 競技者の育成事業

選手強化事業においては、10月にアゼルバイジャン・バクーで開催される世界柔道選手権大会を最大目標として取り組み、金メダル6個以上の獲得を目標として、代表選手が万全の態勢で臨める体制を整える。ジュニア・カデ世代の強化・育成に関しては、2032年ブリスベンオリンピックを見据え、各国際大会の代表選手選考や国内外での強化合宿を行い、選手層の強化を図っていく。また、少年や幼児期の世代に関しては、各都道府県柔道連盟（協会）や関係団体等と連携して各種普及・育成事業に取り組んでいき、競技者人口の拡大を目指す。その中から、タレント発掘から強化選手へつながる一貫指導体制を強化していく。

② 指導者の育成事業

指導者資格の取得及び更新にかかる各種講習会を充実させ、指導者資格の取得促進に努めるとともに、指導者の更なる資質向上に努めていく。また、各都道府県において指導者を養成できる人材を育成するための講習会も実施する。

指導者養成指針に基づいて指導者資格制度の見直しを図り、新カリキュラムを設計するとともに、指導者が自ら学び続ける意欲を喚起することができる指導者養成システムの構築を目指す。

(2) 柔道に関する競技会および講習会の開催事業

① 競技会の開催事業

日本代表選手選考を兼ねた日本一を決定する大会から、少年を中心とした普及振興を目的とした大会まで各年代、各競技者層に応じた21の全国大会を主催し、競技人口の拡大、強化・育成および国民への柔道の理解を深めていく。

② 講習会の開催事業

前記の指導者養成にかかる講習会の他、審判員の養成にかかる各種講習会を実施して資格の取得促進に努めるとともに、オリンピック競技大会や世界選手権大会で活躍できる国際審判員の養成に努めていく。

また、本連盟役員や加盟団体役員等を対象としたコンプライアンス研修、強化選手や強化スタッフを対象としたアンチ・ドーピング研修等を実施してコンプライアンスの強化を図り、柔道界一丸となってインテグリティ確保に努めていく。

さらには、本連盟では柔道を活かした社会貢献を目的として、公認柔道転倒外傷予防指導員資格制度、公認柔道発達支援指導員資格制度を立ち上げ、各指導員養成のための講習会を実施する。

(3) 柔道用具の公認及び認定事業

本連盟では、試合における公正性と安全性を確保することを目的として柔道畳の公認制度および柔道衣の認証制度を設け、主催大会においては公認畳を使用し、試合者は認証柔道衣を着用することとしている。

各製造業者から申請された柔道畳および柔道衣について本連盟が定めた規格・基準を満たしているかを外部機関において検査して、柔道畳の公認および柔道衣の認証を行っていく。

(4) 柔道に関する国際交流及び国際貢献事業

①国際交流事業

本連盟として選手団を派遣しない国際大会には、参加を希望する団体を募って国際交流の一環として国際大会への参加を斡旋する。また、海外各国の柔道連盟から日本への選手派遣の要望があれば練習場所の調整を行う。

派遣や受け入れを通して、国際柔道連盟（IJF）、アジア柔道連盟（JUA）、東アジア柔道連盟（EAJF）及び海外各国の柔道連盟との連携を深め、良好な関係を構築しながら情報収集や意見交換を行っていく。

②国際貢献事業

アジア各国を中心に大学生を派遣して柔道指導を行う学生ボランティア海外派遣事業を実施し、派遣国での柔道の普及振興に寄与するとともに、派遣した学生には、語学力向上、異文化交流等の機会を与えることで多様な価値観を育むことを目的とする。

(5) その他本連盟の目的を達成するための事業

①JUDO for ALL への取り組み

長期育成指針に基づいて、年代、性別、障がいの有無等に関わらず、全ての人が様々な立場から柔道に携わることができる環境を整備する。

柔道人口の拡大に向けた普及促進の2つの方向性として、間口の拡張と奥行きへの伸張を目指す。間口の拡張としては、柔道未経験者から中間層・シニア層まで全ての年代層を対象とする。奥行きへの伸張としては、各年代層が柔道に触れるきっかけとなる入口、日々の活動となる日常化、目標となるイベントを開発、提供することで柔道の普及促進事業を展開していく。

なお、本連盟では、本年12月に「子ども性暴力防止法」が施行されることを受け、同法施行ガイドラインに基づいて、子どもたちが安心・安全に柔道を楽しむことができるよう、各種事業における柔道をする環境の健全性と安全性を確保するための対応方針を検討し、認定事業者の取得を目指す。

②SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）への取り組み

国連では、SDGsの活動と17項目それぞれの達成に向け、スポーツが課題に取り組む潜在的能力を備えた重要かつ強力なツールとして、その役割を果たすことを期待している。

本連盟では、「柔道における女性の活躍推進プラン」に基づくジェンダー平等の実現、障がいを持つ方々への柔道を通じた社会復帰支援、国際交流や国際貢献による新興国におけるスポーツの振興と開発等、SDGsの実現に向けた活動に取り組んでいき、その先には、柔道に携わる全ての人が、心身の健康と幸福を維持し、社会の一員として活躍することができるウェルビーイングの実現を目指す。

II. 専門委員会等事業計画

1. 総務委員会

(1) 会議の開催

全体会議 オンライン3回、対面（ハイブリット）1回（5月、9月、11月、2月）

(2) 企画関係事業

理事会審議事項のうち、組織運営全体に関わる下記の事項について事前審議し、適正性を確認したうえで常務理事会、理事会に付議する。

- ・組織全体にかかる事業計画及び事業報告の概要
- ・規程類の制定及び改廃（ただし、他の委員会が所管する規程類を除く）
- ・スポーツ団体ガバナンスコード遵守状況の確認
- ・その他、必要と認める事項

(3) 登録関連事業

登録制度の見直しを検討し、必要に応じて登録規程の改正を理事会へ付議する。登録しやすい制度を構築し広く周知することで、登録会員の増加を図るとともに本連盟、各都道府県連盟（協会）や各地区における登録事務の負担軽減を促進する。

登録会員および都道府県柔道連盟（協会）からの Judo-Member 操作方法や登録に関する問合せに対し、円滑に利用できるようサポート業務を行う。また、会員からのフィードバックを収集し、必要に応じてシステムの改修やサポート体制の強化を行う。

(4) 予算及び決算、その他財務に関する事業

事務局が作成した 2026 年度収支予算書及び 2025 年度決算報告書を確認し、理事会へ付議する。また、公益財団法人として適正な予算執行がされているか状況確認を行い、予算管理を徹底する。

2. 大会事業委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 オンライン5回(5月、7月、9月、12月、2月)
- ②委員長・副委員長会議 対面3回(4月、9月、1月)

(2) 国際大会の運営

日本国内で下記3大会を行うことにより国際柔道連盟等の規則に則った競技運営に精通した人材を育成する。

- ①グランドスラム東京(12/5～6)
- ②愛知・名古屋アジア競技大会(9/30～10/3)
- ③愛知・名古屋アジアパラ競技大会(10/19～21)

(3) 国内主催大会の運営

「全柔連大会運営規程」に則った運営及び指導を行い、大会を成功させると共に、国内における大会運営基準を統一化する

- ①全日本選抜柔道体重別選手権大会(4/4～5)
- ②皇后盃全日本女子柔道選手権大会(4/19)
- ③全日本柔道選手権大会(4/26)
- ④全国少年柔道大会(5/4～5)
- ⑤全日本柔道形競技大会(5/30)
- ⑥日本ベテランズ国際柔道大会(6/20～21)
- ⑦全日本少年少女武道(柔道)錬成大会(8/2)
- ⑧全国高等学校定時制通信制柔道大会(8/16)
- ⑨全国高等学校柔道大会(8/6～10)
- ⑩全国中学校柔道大会(8/18～21)
- ⑪全日本小学生育成プロジェクト(8/23)
- ⑫全日本ジュニア柔道体重別選手権大会(9/12～13)
- ⑬マルちゃん杯全日本少年柔道大会(9/20)
- ⑭国民スポーツ大会柔道競技(10/17～19)
- ⑮講道館杯全日本柔道体重別選手権大会(11/7～8)
- ⑯文武両道杯全国高校柔道大会(12/20)
- ⑰全日本シニア体重別選手権大会(2/27～28)
- ⑱柔道マガジン杯全国中学生柔道大会(3/20～21)
- ⑲全国高等学校柔道選手権大会(3/27～28)
- ⑳全日本強化選手選考会(3/29)
- ㉑全日本柔道寝技大会(仮称)(未定)

3. 広報マーケティング委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 オンライン2回(6月、2月)
- ②委員長・副委員長会議 対面2回(5月、1月)
- ③メディア勉強会・懇談会 対面1回(5月)
- ④オフィシャルカメラマン委託 (10大会、選手プロフィール写真撮影)

(2) マーケティング

補助金、協賛金、放送枠減少による収入減を補填し、収益源の多角化と財務安定化を図る。スポンサー価値の再構築とチケット販売や公式グッズ強化、デジタル施策などファン基盤の拡大により、持続可能な収益モデルを確立する。

(3) データ蓄積・開示

- ①連盟運営の基盤となる試合記録データベースを拡充する。
- ②情報発信の一環として大会結果情報を開示する。
- ③大会運営の省力化にも資する競技管理システムを開発する。

(4) 「まいんど」発行等

本連盟の活動・方針・大会情報を定期的(年4回)に発信し、登録団体・関係者との情報共有を強化する。紙媒体(登録団体へ送付)とデジタル媒体を併用し、幅広い層に確実かつ効率的に情報を届ける。広報誌を通じて柔道界の一体感を醸成し、競技者・指導者・地域団体の活動活性化につなげる。

(5) 情報発信

柔道に関する情報発信を体系化し、多様な層に応じたコミュニケーションを強化することで、柔道界の基盤拡充とマーケティング効果の向上を図る。SNS分析や来場者アンケート等のデータを基に施策を最適化し、柔道界のファンベース拡大、ブランド価値向上、マーケティング収益への好影響を生み出す。特に今年度はアジア競技大会が日本で開催されることから、柔道関連の報道機会・メディア露出が大幅に増加することが見込まれることから、タイムリーな情報提供と選手や大会の魅力を発信し、柔道への関心拡大とファンベース拡充を加速させる。また、インバウンド需要に対応し、英語版ページを整備し国際的なファン拡大を目指す。

- ①現役の競技者・指導者層
必要・有益な情報(大会情報、技術、制度等)を確実に届け、活動を支援する。
- ②かつて活動していた離脱層
興味を引く情報を提供し、柔道への関心を維持・再接続する。
- ③未経験だが柔道愛好層
魅力的なコンテンツを届け、継続的な関心を育てる。
- ④無関心層
柔道の価値・魅力を伝え、新たな関心を喚起する

4. 教育普及委員会

(1) 会議等の開催

①全体会議 対面1回・オンライン3回(5月、9月、12月、1月)

教育普及委員会における各事業が円滑に進められるよう計画、調整を行い、適宜報告、確認を行い本委員会(各部会)の各事業の具現化を目指す。各部会の業務推進状況を精査するため、部会長から状況報告を受ける。

②教育普及MIND部会 オンライン4回(5月、9月、11月、1月)

本部会における各事業が円滑に進められるよう計画、調整を行い、適宜報告、確認を行い本委員会(各部会)の各事業の具現化を目指す。各担当の業務内容を確認し、業務のすみ分け、調整を行う。

③視覚障がい者・ろう者柔道連携部会 オンライン4回(5月、7月、11月、1月)

視覚障がい者・ろう者柔道連携部会における各事業が円滑に進められるよう計画、調整を行い、適宜報告、確認を行い本委員会(各部会)の各事業の具現化を目指す。

(2) 視察

教育普及委員会に係る事業、大会、合宿を視察し、教育普及MINDにおける問題点、課題を見出し、本委員会(各部会)の各事業に反映させる。また、本委員会・部会で作成・監修した柔道指導用教育教材や指導方法について他の委員会の事業で紹介して戴くなどの積極的な施策展開を図る。

(3) 普及LINEアカウント開設

教育普及委員会に係る事業、大会、合宿の案内を多くの方々へ周知するために開設。しっかりと周知できる体制を整え、配信回数、集客状況など効果測定を行う。

(4) 登録会員の調査

本事業は、登録会員を対象に、年齢、活動状況、指導環境等について調査を行い、都道府県ごとの実態と課題を把握することを目的とする。得られたデータを教育普及施策の検討や指導者育成、事業改善に活用し、柔道の持続的発展と質の向上を図る。

(5) (教育普及MIND部会) イベント事業

国民スポーツ大会におけるイベント事業において選手と来場者との交流の場を設け、世界選手権大会等で活躍する選手を身近に感じてもらい、柔道に親しみを持ってもらおう。併せて参加者アンケート等に教育的なエッセンスを取り入れる。

(6) (教育普及MIND部会) MIND賞

各都道府県からの推薦を通して柔道MINDの趣旨に則った選考基準・選考方法によって選考する。

MIND賞の選考、表彰を通して各加盟団体、都道府県連盟(協会)において柔道MINDの啓発を促す。大会視察を行い、各都道府県での選考についてなど、情報共有を行うとともに大会期間中でのMIND賞の表彰を目指す。

(7) (教育普及MIND部会) インクルーシブ柔道教室

長期育成指針に基づき、障がいの有無を問わず小学生を対象に、発育発達段階に応じた指導を行う。柔道の教育的価値の普及と体力向上を図り、生涯にわたり柔道に親しむ基盤づくりを目的とした柔道教室を実施する。

(8) (視覚障がい者・ろう者柔道連携部会) 視覚障がい者柔道支援

視覚障がい者柔道の競技力向上と普及を目的に、全日本視覚障害者柔道大会および学生大会への運営・参加支援を行うとともに、強化合宿における選手・コーチ・講師派遣、IBSA(国際視覚障がい者スポーツ連盟)国際大会派遣事業を支援する。

- ・全日本視覚障害者柔道大会、全日本視覚障害者学生柔道大会への支援
- ・強化合宿への選手、コーチ、講師派遣に対する支援
- ・IBSA国際大会派遣事業への支援

(9) (視覚障がい者・ろう者柔道連携部会) ろう者柔道支援

ろう者柔道の競技力向上と普及を目的に、代表選手選考を総合的に支援するとともに、選手の強化・発掘に関する助言を行う。併せて、国際大会・国際合宿等への選手および役員派遣を支援し、次世代育成と競技基盤の拡充を図る。

- ・一般社団法人日本ろう者柔道協会の体制・組織強化への支援

5. 審判委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 オンライン 3回(5月、9月、2月)
- ②選考審査部会 オンライン 3回(5月、7月、2月)
- ③委員長・副委員長会議 対面・オンライン 4回(4月、9月、12月、2月)
- ④全国審判長会議 オンライン 1回(時期未定)

スポーツ団体ガバナンスコードに対応した審判員試験や審判講習会(コンプライアンス講習)について、都道府県柔道連盟(協会)の審判委員会に理解を深めてもらい、意見交換を行う。

- ⑤国内における「少年大会特別規程」ワーキング・グループ(WG) オンライン 6回(時期未定)

(2) Aライセンス審判員試験

都道府県内の優秀な技術を持った審判員の拡充を図るため、全国各地で開催される大会のうち5地区に試験官を派遣し、試験を実施。講習会及び学科試験はオンラインで行い、実技試験を全日本ジュニア地区予選大会で行う。

(3) 審判員研修会・講習会

Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上のため、基本的な罰則の解説等の映像資料の充実を図る。また、Sライセンスをはじめとする上級審判員に対し、対面もしくはオンライン上で強化研修会を行い、技能向上はもちろんのこと、見解の統一を図っていく。都道府県へ希望調査を行い、要望があり開催県が講師派遣に関わる費用を負担する場合、本連盟から講師を派遣する。

(4) 国際審判員養成

国際柔道連盟(IJF)審判員試験のうち、コンチネンタル、インターナショナルライセンスへの受験者を戦略的に派遣し、国際審判員層の質的向上を図る。

アジア柔道連盟(JUA)主催大会への審判員派遣を通じて、IJF主催大会、オリンピック、世界選手権大会への日本人審判員の指名を獲得するため、国内の国際ライセンス所持審判員のJUA審判ランキング向上に注力する。

(5) 審判員審査

下記大会へ審判審査員を派遣し、審判技量の審査を実施。審判技術の高い審判員をSライセンス審判員として認定し、2年に1度審査結果をもとに入れ替えを行う。

- ・全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ・皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ・全日本柔道選手権大会
- ・全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ・国民スポーツ大会柔道競技
- ・講道館杯全日本柔道体重別選手権大会
- ・地区S候補審判員審査大会

(6) 審判委員派遣

下記大会へ審判委員を派遣し、ケアシステムを使用することにより、公正な大会が行われるようにする。

- ・全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ・皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ・全日本柔道選手権大会

- ・全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ・国民スポーツ大会柔道競技
- ・講道館杯全日本柔道体重別選手権大会
- ・全日本シニア柔道体重別選手権大会

6. 強化委員会

(1) 会議の開催および全柔連主催主要大会の視察・研修の実施

①全体会議 計6回 および予備2回

②強化執行部ミーティング 6回 (オンライン)

- ・全体会議のうち、オンライン4回(6月、9月(全日本ジュニア後)、11月(講道館杯後)、3月)、対面2回(4月:選抜体重別時、12月:グランドスラム東京時)。
- ・2025年度と同様の開催方針としつつ、世界選手権の総括は講道館杯後の1回に集約して実施する。
- ・2025年度は計画外で2回オンライン開催したことから、2026年度も上記の他に臨時で2回開催することを想定し予算化する。
- ・会議においては、主に各種国際大会や強化選手の選考、大会成績に基づく検証等を行う。
- ・選手選考案の立案や審議に必要な情報を収集するため、強化委員・コーチによる本連盟主催の主要大会視察を実施する。
- ・強化コーチの資質向上および情報共有を目的とした強化コーチ研修会を実施し、コンプライアンスの再確認をはじめ、普段の業務内容や関係性など本来の目的を見直すと共に実態把握をする。また、日本オリンピック委員会(JOC)ナショナルコーチアカデミーやIJFコーチアカデミーを受講させ、コーチとしての資質向上に努める。
- ・強化選手の所属指導者を集め強化連携フォーラムを実施し、強化委員会の方針や各種大会・合宿などの情報共有をすることで、連携を密にし、強化体制を強固なものにしていく。

(2) 国内大会視察、コーチ会議

- ・全国レベルの国内大会に強化コーチを派遣して視察し、その後の強化委員会で強化選手や大会派遣選手選考をする際の資料をまとめる。
- ・強化委員会に提案するコーチ案をまとめるため、コーチ会議を実施する。また、次年度予算や事業計画の素案もコーチ会議で協議する。

(3) 国際総合競技大会(JOC派遣大会)への派遣

- ・JOCが派遣するアジア競技大会(2026/愛知・名古屋)および第4回ユースオリンピック競技大会(2026/ダカール)に選手団を推薦し、派遣する。
- ・アジア競技大会は、直後に世界選手権を控えた日程で開催されるため、世界選手権大会代表と同一の選手の派遣は避け、2028年ロサンゼルスオリンピックに向けた候補選手の中から選考し、JOCに推薦する。
- ・ユースオリンピックは、2032年ブリスベンオリンピックを見据えた若手選手を選考し、JOCに推薦する。

(4) JOC選手強化NF事業・日韓交流事業

①国際大会派遣

- ・10月の世界選手権大会では金メダル6個以上を目標とし、同大会に向けた強化・選考を目的に主要国際大会へ計画的に派遣する。
- ・ランキング上位の確保とシード権獲得を重視し、6月開始のIJF Qualificationに対応すべく出場大会の選定と年間強化計画を戦略的に進める。
- ・ジュニア・カデには将来のオリンピックを見据えた選手を派遣し、国際経験の蓄積と各国選手の情報分析を強化策に反映する。

②海外合宿

- ・ジュニア・カデ層の選手は、大会併設の合宿に参加して課題改善を図る。
- ・日韓交流事業としてジュニア選手を韓国へ派遣し、競技力向上と文化交流を行う。
- ・シニア層の選手は、欧州国際合宿に参加し、強豪選手との実戦的稽古および動向把握を行う。
- ・個別課題に応じた海外派遣も実施し、競技力向上と自立性の育成を図る。

③国内強化合宿

- ・世界選手権大会、アジア競技大会等の代表選手を中心とした強化合宿を実施し、技術・体力・戦術の向上を図る。
- ・11月の講道館杯全日本柔道体重別選手権大会後、強化選手が入れ替わった後の合宿ではコンプライアンス、アンチ・ドーピング、インテグリティ等の講習を実施する。
- ・ジュニア・カデ層は、8月、10月に開催される各世代の世界選手権大会に向けた合宿を実施し、2028年ロサンゼルス、2032年ブリスベンのオリンピックを視野に入れた強化方針のもと、ジュニア合宿を実施する。
- ・各ジュニア合宿では、技術面だけでなく、栄養、トレーニング、水分補給等、柔道に関する知識習得のための講習の他、人間教育を目的とした講習も実施していく。
- ・長期的に活躍できる選手を育成すべく、競技者育成事業によって全国10地区より推薦された小学生を集めた合宿を実施する。ここでは強化だけでなく、各種講習を取り入れた教育を行い、競技力だけでなく人間力も備えた選手の育成を図っていく。
- ・各合宿での食事は栄養管理をしたメニューを提供すべく、事前のメニュー調整を行うとともにシニアを中心に管理栄養士が帯同し、体重管理等の指導を行う。

(5) 全国少年競技者育成事業（日本スポーツ振興センター（JSC）スポーツ振興くじ助成事業）

- ・将来有望な選手の発掘・育成を目的とし、全国10地区で小中学生を対象とした合宿を実施する。
- ・教育的内容を重視し、競技力だけでなく人間力・協調性の育成を図る。
- ・2026年度の参加予定人数：選手延 866名（小学生 620/中学生 246）、指導者 269名を予定する。

7. 国際委員会

(1) 会議の開催

①全体会議 オンライン 3回(7月、9月、2月)

本委員会に関連する事案についてオンラインで審議を行う。強化委員会派遣対象外の大会派遣(自費派遣)等の基準や、新たな国際合宿を企画、開催するためにその運営ならびに周知方法等についてワーキンググループを適宜開催していく。

②形部会 オンライン3回(6月、10月、2月)

③形小部会 対面3回(事業に合わせて)

形合宿時(全日本形強化合宿)および全日本形競技大会後等に形部会を開催する。また必要に応じて、小部会を開催する。

形を通しての基本的技能指導法および生涯スポーツとしての形の活用方法を検討する。また、部会内でWGを作り、世界柔道形選手権大会への日本代表選手選考や講道館柔道形競技規定等について検討を行う。

④知的障がい者(I D)柔道振興部会 オンライン7回(WGを含む)

(2) 国際大会への役員等派遣

①昨年のIJF総会において井上康生常務理事が、IJFスポーツ理事に就任した。IJFの中では最も現場に影響のある役職の一つであり、側面的な支援を行っていく。世界選手権大会をはじめ、IJF主催の主要大会に派遣し、ビゼールIJF会長はじめ他理事と意見交換等を行うことで関係性をより強化していく。

②審判関係では、天野安喜子IJFスーパーバイザーや大迫明伸JUAヘッド審判理事を各公式大会に派遣する。これらの大会には、各国の会長や役員も多く参加することから情報収集や意見交換等を行うにも良い機会となっている。また、大迫JUAヘッド審判理事においては、アジア内において主に新ルールの内容に関する講習会を行うなど、アジアにおける審判レベルの向上に努めていく。

③国際委員会委員長を世界選手権大会へ派遣し、国際情勢の把握、及び海外チームや在外委員との意見交換等を実施するとともに、東京(26年12月)と奈良(27年2月)で開催する国際合宿に関する周知を図る。

(3) 受入交流(国際合宿運営、海外チーム受入、IJFアカデミー開催)

①海外から日本への練習要望は高く、例年行っているグランドスラム東京後に開催している国際合宿については、今年度も実施をする。講道館において5日間の国際合宿を開催し、国内では全日本実業柔道連盟や全日本学生柔道連盟に声掛けを行い、多くの日本人選手が参加することにより、日本と海外の双方の選手にとって充実した練習の機会を提供する。

②IJFが開催するIJFアカデミーを講道館で開催する。今年からコンチネンタル及びインターナショナル審判員試験を受験するためにはこの資格を保有していなければならないことから、日本からの受講者も約20名を見込んでいる。国内で開催することで、日本人受講者にとっては海外で受講するよりも負担を抑えることが出来る。

③ウクライナ支援を引き続き行い、2度の招へい事業を実施する。1回は交流事業も取り入れたカデ世代を含む招へい事業であり、もう一方は12月の国際合宿等で実施することでより強化面を重視した招へい事業とする。

(4) 国際育成事業(学生ボランティア海外派遣事業)

学生ボランティア海外派遣事業として、モンゴルとブータンに各4名の学生を派遣する。海外に

における柔道の指導に興味を持っている学生に、両国の要望に沿った指導や練習を行うことで柔道を通じた国際交流を行い、派遣学生と受入国双方にとって有意義な事業とする。

(5) (形部会) 国際形派遣

ボスニアヘルツェゴビナ・サラエボで開催される世界形選手権大会へ選手団(監督、コーチ、代表組7組)を派遣する。派遣前には代表組に対して、世界形選手権大会に参加する形の担当部会員を派遣して個別分散合宿を行う。また、IJFと形の国際大会における評価基準について意見交換や把握をするとともに、今後の国際形審査委員の育成に生かしていく。

(6) (形部会) 形合宿(1回)

全日本柔道形競技大会で選出された強化A・B・指定組を対象として形合宿を実施する。
なお、普及のため形の指導者・選手・審査員の参加も認める。

(7) (形部会) 形審査員試験・研修会(試験/研修会年1回およびオンライン研修会)

①試験

国内の形審査員資格を取得するための試験で、全日本形競技大会で採用している7種目(投・固・極・柔・護・五・古)。各形筆記試験及び実技試験を行う。審査員資格を取得し、各所属での形普及に尽力されることが期待できる立場の指導者としての養成につなげる。

②研修会

形審査員資格保有者対象の研修会を行う。資格保有者は資格を取得後、必ず4年以内に1度この研修会に参加し、審査員として知識のブラッシュアップを行う。形の現状を把握し、各所属において形の普及組織作りの中心となって活躍されることが期待できる。なお、審査員試験受験希望者も参加することができる。

また、形審査員資格の更新講習は、オンラインによる研修会も並行して行う。

(8) (形部会) 中学生のための大会企画

2026年度から初めての試みとして、映像審査による中学生を対象とした全国形大会を実施する。実施種目は、投の形、固の形、柔の形の3種目とし、以下の技を対象とする。

- ・投の形 手技、腰技、足技とする
- ・固の形 抑込技のみとする
- ・柔の形 第一教のみとする

都道府県毎に各形最大3組までのエントリーを認め、11月に映像審査を実施して順位を決定する。これにより、中学生における形に対する普及と強化を行うと共に、認知の向上を図る。将来的には、同様の大会を高校生対象として実施することも検討していく。

(9) (ID柔道振興部会) 第7回全日本ID柔道大会の開催

- ・ID柔道大会を開催することで、日頃の練習成果を発揮する場を提供する。
- ・大会前日にクラス分けを行うことにより、ID柔道の選手層等を把握する。
- ・大会と合わせて合同練習会を開催し、選手間の親交を深める。
- ・大会の広報を広く行うことで、ID柔道振興に寄与する。
- ・大会はID柔道試合審判特別規程で実施し関係者への同規程への理解と協力を促す。
- ・大会後には、大会結果をもとにID柔道強化選手の選考を行う。

(10) (ID柔道振興部会) ID柔道強化合宿

全レベル(レベル1~3)のID柔道強化選手を対象にして、海外(フランス等)チームの来日に合わせて海外チームと合同で7月に2泊3日で練習会を行う。海外選手との練習で競技力の向上のみならず、国際交流行う貴重な機会となる。その際には、海外指導者とのルールや指導方法につ

いて、議論や意見交換も行う。また、合宿では、インテグリティやアンチ・ドーピングに関する研修も実施する。

(11) (I D 柔道振興部会) I D 柔道の普及および啓発活動

一般の指導者に対して、I D 柔道試合審判特別規程及び安全な指導法を広めるために、I D 柔道安全指導講習会を開催し、指導者間における I D 柔道の認識を深める機会とする。

また、I D 柔道紹介・体験会を年 4 回開催し、新たな選手発掘および競技人口の増加を試みる。

① I D 柔道安全指導講習会 (年 2 回開催予定)

② I D 柔道紹介事業 (年 4 回開催予定)

(12) (I D 柔道振興部会) Virtus (国際知的障がい者スポーツ連盟) 主催大会への選手・コーチの派遣

11 月にタイ・バンコクで開催される Virtus アジア・オセアニア大会に、I D 柔道強化選手 (計 3 名 : 男子 1 名、女子 1 名、ダウン症区分選手 1 名) およびコーチ 2 名を日本代表選手団として派遣する。本事業は、I D 柔道の国際基準に基づく競技経験を通じて選手およびチーム全体の競技力向上を図るとともに、2027 年にエジプトで開催予定の Virtus Global Games 出場に向けたステップアップの機会と位置づけ、将来を見据えた I D 強化選手の育成につなげることを目的とする。

(13) 国内、海外団体との連携や関連事業

①本年度も、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会および、全日本知的障がい者スポーツ協会 (A N I S A) に継続加盟する。

②日本パラスポーツ協会が求める I D 強化選手へのメディカルチェックは、強化選手の選考後、新たに決定した選手において実施する。

③Virtus 主催の国際大会 (11 月開催予定 : オセアニア・アジア大会) へ参加するための、選手登録手続きを行う。

8. 医科学委員会

(1) 会議の開催

- ①全体会議 オンライン2回(5月、12月)
- ②アンチ・ドーピング部会 オンライン2回(必要時)
- ③委員長・副委員長会議 オンライン2回(11月、1月)
- ④メール審議(適宜)

(2) 柔道医科学研究事業と各種啓発活動

- ①柔道を行う全ての人が、より安全に柔道に取り組めるよう、また、運動パフォーマンスを充分発揮できるように研究を遂行する。個別の研究計画は別添一覧参照。
- ②研究結果を柔道に携わる人々に還元するとともに、柔道界のみならず社会に貢献する。国内国際医学雑誌へも研究論文を積極的に投稿する。
- ③柔道による外傷や障害、女性アスリートの健康課題やアンチ・ドーピングなどの実態調査研究を活かした啓発活動を行う。
- ④競技並びに普段の稽古における健康損害、運動器の外傷・障害に関し、安全面からの検証ならびに医科学的な見地からみた意見を提言する。
- ⑤本連盟が取り組む、または医科学委員会独自の転倒予防に関する事業へ参画・遂行する。
- ⑥中央・地方で開催される安全講習指導(重大事故総合対策委員会との連携)へ寄与、競技大会の運営に必要な救護体制並びにその質を保証する方策を模索する。

(3) 柔道医科学研究会の開催

- ①柔道医科学研究事業の発表の場を設定し、全ての参加者に柔道に関するスポーツ医学の研究成果の発表と意見交換の場を提供する。2026年度は福岡県で開催予定。
- ②研究会は、委員や特別委員だけでなく、柔道に関心のある全ての人を参加対象とする。
- ③研究会を通し、競技者の外傷予防や治療、パフォーマンス向上のほか、重大事故の予防など普遍的な知識を共有し標準化を図るなど、多くの面から柔道界に寄与する。

(4) 柔道大会における救護体制の充実

- ①救護を担当する医師、柔道整復師、アスレチックトレーナー、教員などを対象とした講習会開催による、全国の柔道大会における救護の全国的な連携とその資質向上を図り、柔道競技者の安全を担保することを目的とし、「柔道救護担当者講習会」を3回開催する。開催地は全国レベルの大会が開催される地域の方々が参加しやすい場所を検討すると共に1回は東京で開催する。
- ②審判規程や大会運営規定などの変更に対応する救護の標準化とその啓発活動を目的として医科学委員、特別委員を対象とした救護標準化研修会を開催する。
- ③国際大会や本連盟が主催する主な国内大会で救護体制を構築するほか、障がい者柔道(視覚障がいや知的障がいなど)の選手サポートや大会救護へ寄与する。
- ④救護マニュアルや学習コンテンツを作成する。
- ⑤地方開催大会における救護担当者を発掘し、資質向上を図る。
- ⑥これからの救護(国内大会、国際大会、強化に携わる)を担う若手医師を育成する。

(5) アンチ・ドーピング活動(スポーツ振興くじ助成事業)

- ①日本アンチ・ドーピング規程の周知・浸透によりクリーンな競技者を育成する。
- ②日本アンチ・ドーピング機構(JADA)と連携して、各種強化合宿・大会・オンライン講習会等でアンチ・ドーピングに関する啓発活動を行う。
- ③帯同ドクターによる強化選手の使用薬剤などへの相談や支援を行う。

- ④主要大会における一般競技者に対するアンチ・ドーピングアウトリーチ活動を行う。
- (6) 強化選手の医学的支援や怪我の予防、コンディショニングへの寄与
 - ①強化選手の健康状態や外傷・障害を確認し、医学的な支援を行う。
 - ②強化委員会との情報交換を行い、選手の健康管理、外傷・障害や感染症予防に寄与する。
 - ③強化選手・コーチへの適切な医学的助言を行う。
 - ④アンチ・ドーピング部会と協力し海外遠征前に出場選手に対する使用薬・サプリメントの有無と内容を調査し、医学的な助言などを行う。
 - ⑤脳振盪ベースライン検査を継続的に実施し、実際に発生した脳振盪疑い事例に対処する。
- (7) 女性アスリートの健康課題に対するサポート事業
 - 女子柔道選手の健康維持とパフォーマンス向上を目的として、相談窓口の設置、教育的講義、アウトリーチ活動を通じた包括的な健康支援体制を構築する。
 - ①全日本女子強化との連携
 - カデ、ジュニア強化合宿などにおいて30分程度の講義、アンケートを実施し、個別相談にも応じていく。また、一般とは別に強化選手用の相談窓口を設置する。
 - ②相談窓口の開設、運用
 - 相談はオンラインフォームで「女子選手」「指導者」「保護者」に分けて受け付け、内容によって専門分野のワーキンググループメンバーが返答する。
 - ③出張講義
 - 加盟団体等から依頼があった場合、講師を派遣していく。
 - ④アウトリーチ活動
 - 公式ウェブサイトや国内主要大会プログラムへ相談窓口設置の告知を掲載し、相談フォームの周知を行うと共に、国内大会会場における告知活動を展開し、相談者の心理的ハードルを下げ、選手や支援者がアクセスしやすい環境を整備する。

2026年度医科学委員会研究課題一覧

No.	氏名	研究課題
1	井汲 彰	大会外傷調査データベースの構築
2	井汲 彰	高齢者に対する安全な前受身指導法の確立と有効性評価
3	神谷 宣広	柔道の絞技の「落ち」に関する全世代意識調査
4	木内 正太郎	絞技による意識消失の病態と対応に関する研究
5	柵山 尚紀	アンチ・ドーピング教育・啓発活動と薬剤・サプリメント使用実態調査システムの検討
6	柵山 尚紀	柔道救護講習会の効果の検討
7	山田 凌大	柔道の形を活用した高齢者向け転倒予防運動プログラムの効果検証
8	稲川 郁子	女性の生涯柔道の障壁に関する研究: 競技柔道引退後の女性柔道家の実態から(第3期)
9	松永 大吾	七大学戦アーカイブズを用いた絞め落ちの研究
10	紙谷 武	全日本柔道連盟公認転倒外傷予防指導員養成講習会の教育効果および受講者の意識変容に関する調査
11	紙谷 武	受け身のスコアリングシートの開発
12	寺崎 綾音	女子柔道選手の相談窓口に寄せられた相談内容の分析
13	猫本 明紀	地方・小規模柔道大会における持続可能な救護体制の構築: 「標準化された大会前搬送連携チェックリスト」の開発と運用検証

9. アスリート委員会

(1) 会議の開催

- ①全体会議 オンライン（対面）3回（5月、10月、1月）
- ②委員長・副委員長会議 オンライン2回（4月、9月）
- ③ワーキンググループ オンライン（対面）必要に応じて実施（3回実施想定）

(2) 現役アスリート、元アスリート、JOC、JADA意見・情報等集約事業

現役アスリート、元アスリート、JOC、JADA、他競技選手、アスリート委員会委員等によるディスカッションの場の設置およびアンケートを実施し、本委員会の所管事項である、

- ①アンチ・ドーピングに関する教育・啓発
- ②現役引退後の選手の生活設計
- ③社会におけるロールモデルとしての選手の役割
- ④JOCアスリート委員会との連携
- ⑤その他、選手に直接関係する事項

について意見集約の上、各委員会へ意見の提言、実行につなげると共に、アスリートの情報窓口としての機能を目的とする。

意見・情報等の集約に際する外部関係者との会議開催は対面を想定しているが、リモートでの開催も検討する。（実績：JOCアスリートフォーラム・NF加盟団体会長会議におけるアスリート委員会の活動紹介）また、所管事項に関する事業を実施した際には事後報告書を作成すると共に事業の対象者に対してアンケート、ヒアリングを実施し、意見・感想の集約を行う。個々の事業におけるPDCAサイクルの徹底を行う。

(3) 柔道普及事業（講習会・イベント等への講師派遣）

各種講習会・イベント等への講師派遣により、現役アスリート、元アスリートの活躍機会の創出、柔道競技への新規ファン層の獲得、既存ファン層の拡大を図り、柔道競技の普及・発展につなげることを目的とする。（実績：DO JUDO FESTA in 群馬、JSPO-ACP親子体験イベント等）あわせて、2026年度はアスリート委員の改選期でもあるため、アスリート委員会の活動について広く周知し、次世代の委員/協力者の育成や獲得のためのSNS運用にも取り組む。各イベントの実施に際しては、事後報告書を作成すると共に事業の対象者に対してアンケート、ヒアリングを実施し、意見・感想の集約を行う。

(4) 柔道普及事業（チャリティ活動・イベントの企画実施）

プレゼント企画の実施、全柔連主催大会におけるイベント企画の実施、柔道普及に関するチャリティー活動、柔道普及に関するアスリート視点での情報発信
バクー世界選手権大会や名古屋アジア競技大会、グランドスラム東京の告知を目的としたプレゼント企画の実施（実績：パリオリンピック代表のプロフィールカード制作）や、全柔連主催大会におけるイベント企画（実績：GS 東京におけるAJJF AWARDS やサイン会、キッズエキシビション等）の実施を通して、選手・選手所属企業/団体・選手関係者（家族・友人を含む）・協賛社・メディア・柔道ファンをつなぐ機会を設けることを目的とする。また、社会貢献活動やチャリティー活動（実績：能登半島地震復興イベント）にも積極的に参画するとともに、柔道普及に関するアスリート視点での情報発信を行う。各イベントの実施に際しては、事後報告書を作成すると共に事業の対象者に対してアンケート、ヒアリングを実施し、意見・感想の集約を行う。

10. コンプライアンス委員会

(1) 会議等の開催

- ①全体会議 対面（オンライン併用）3回（5月、11月、2月）
- ②アンケート調査に関する検討会 オンライン2回（6月、8月）
- ③コンプライアンス研修用の資料検討会 オンライン2回（10月、12月）
- ④委員長・副委員長会議 対面1回（1月）

(2) アンケート調査と分析

選手、指導者に対してアンケート調査を実施し、これまでコンプライアンス意識の向上に努めてきた諸施策の成果、現状を検証することは有用であり、2023年度には中学生、高校生を対象に実施した。本年度は別の年代を対象にした大会において暴力、ハラスメント等の実態を調査することを視野に入れ、その方法や実施時期等を含め検討する。

(3) コンプライアンス研修の実施と資料の作成

都道府県柔道連盟（協会）が開催する各種研修会等その他の機会にコンプライアンス委員がニーズに応じて講師を務める研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図る。それに合わせて研修で使用するパワーポイント資料の作成を行う。

なお、研修会が地方で開催される場合の旅費・宿泊代については、原則として依頼主である都道府県柔道連盟（協会）等の負担とする。

(4) コンプライアンス事案調査の実施

コンプライアンス事案発生時に調査チームのメンバーとして事実調査を行う。

違反行為が認められたものは調査報告書に記載して会長に提出し、倫理・懲戒規程に基づく処分を行うかについて懲戒委員会の審議に付される。

11. 重大事故総合対策委員会

(1) 会議の開催

- ①全体会議 4回(9月、11月、12月、3月)
- ②部会 オンライン(未定)
 - ・全国安全指導員連絡会部会
 - ・都道府県柔連安全講習会の実施報告の集約部会
 - ・事故防止・安全指導資料等の作成部会
 - ・出前講習部会(医科学、コンプライアンス、指導者養成委員会等と合同)

(2) 年度初めの事故防止・安全指導の広報活動

- ①小・中・高校生の事故防止・安全指導の広報活動
小学生には各種柔道教室、中学生には中体連、高体連の総会、安全講習会の活用、その他、都道府県柔連の総会、安全講習会、安全指導員を活用して行う。
- ②年度初めの事故防止強化期間の啓発活動
年度初めに事故防止の啓発活動を行う。4～5月は小学生、中学校1年生・高校1年生の初心者事故の撲滅、6～7月は熱中症の防止、合宿・遠征等での事故防止を行う。その他、事故防止啓発文と事故速報の全国一斉送信
- ③長期育成指針に基づく安全指導、事故防止の啓発活動
長期育成指針に基づく安全指導映像資料を活用した啓発活動、安全講習会のプログラムの必須項目に位置付けて安全指導の標準化を推進する。

(3) 事故防止・安全指導の出前講習会(5か所程度)

- 都道府県柔道連盟(協会)、中体連、高体連等で実施される安全講習会等に、事前の希望調査により、地区の要望する内容によって、医科学、コンプライアンス、指導者養成委員会等からも講師を選任して合同で出前講習会を実施する。
- ・都道府県柔連の出前講習会は年間3回程度とする。
 - ・中体連、高体連の出前講習会は年間各1回合計2回程度とする。
 - ・全国の都道府県を網羅できるように計画的に実施する。
 - ・当面オンラインでの講習会開催を検討する。

(4) 第9回全国安全指導員連絡会の開催

毎年定例で全国安全指導員連絡会を開催することで事故防止、安全指導の知識や指導の在り方のアップデートを図り、地域格差を是正する。

都道府県柔連の安全指導員に事故防止、安全指導にかかわる以下の内容を周知する。

- ・事故原因や事故につながる危険な場面の共通認識を図る。
- ・事故防止、安全指導の効果的な事例を紹介する。
- ・被害者の会代表の声を直接聞く機会をつくることで重大事故防止の意識を高める。
- ・各都道府県の安全講習会の実施報告書の提出状況や実施内容を公表することで、安全講習の地域格差を是正し、安全指導の質の向上と標準化を促す。
- ・安全指導員の相互の情報交換と全柔連への要望を把握する。

(5) 都道府県柔連の安全講習会の実施報告の内容分析及び報告書の作成

毎年、都道府県柔連に提出を求めている安全講習会の実施報告の内容を分析して報告書としてまとめる。

各都道府県柔連の安全指導講習会の開催回数や講習内容の実態を把握することで、事故防止、安全

指導に対する地域格差を是正し、全国の事故防止、安全指導の質の向上と標準化を促す。

(6) 事故防止・安全指導の資料集の作成

危険な場面の動画資料をねらい別にシリーズ化する。試合の絞め技で落ちた場面や少年大会などで適切な指導が行われていない（無理な巻き込み、膝つき背負い投げ、極端な体格差の試合等）場面を映像化することで事故防止の意識向上を推進する。

特に、少年大会において少年大会特別規程の文言と実際の試合の審判の判定との乖離を映像化し、審判委員会と連携を図りながら、少年大会特別規程の適正な運用を推進することで少年期の事故を未然に防ぐ。

資料作成においては、審判委員会・医科学委員会と連携し、動画資料の内容および方向性について協議・確認する。

(7) 安全指導資料・冊子の改訂と配布

①『柔道の安全指導』第6版を第7版に改訂して配布することで、現場での活用度を高める。改定の内容については、(ア)重大事故の再認定を踏まえた最新事故データへのアップデート、(イ)コロナ禍を経て、感染症対策などの新たな課題に対する内容の追加等である。

②『楽しく安全に柔道しようよ』を改訂し、腰車や強引に首だけを抱えて投げるような技（通称：首投げ）のイラストを追加することで、小・中学生および指導者に対し、首投げの危険性についての理解と注意喚起を図る。

(8) 重大事故調査

重大事故が発生した際に必要な現地調査を行うことで、早期に事故原因、対策等を把握して、再発防止に役立てる。

12. 女子柔道振興委員会

(1) 会議の開催

①全体会議 オンライン 4回(6月、9月、12月、3月)

(2) 女子柔道意見交換会

各都道府県で女子柔道の振興活動に取り組んでいる女性代表者が参加し、意見交換の場、情報の共有やネットワークづくりの場を創出し、活動の活性化を図ることを目的にオンラインで開催する。また、女性リーダーの養成・育成につながるロールモデルを示す機会を作り、各地の現場で活動するうえでの問題や悩みを1つでも解決できるような契機となることを目指す。

(3) 女子柔道キャリアアップセミナー

大学柔道部に在籍する女子選手が、卒業後も継続して柔道への関わりを持ち、活動していくためのセミナーをオンラインで開催する。

指導者や審判員として活動するために必要な「指導者資格」、「審判員資格」の取得方法や更新方法について説明し、在学中の資格取得を促すと共に、現在活躍している先輩からの講話を聴くことで、将来的な柔道との関わり方について、より明確なイメージづくりにつなげることを目的とする。

(4) COMEBACK 女子柔道プロジェクト

様々な理由で柔道から離れた女子柔道経験者や未経験者を対象としたイベントを実施し、女子柔道の活性化、女性登録数の増加(元柔道選手の再登録)、家族、親族、関係者の新規柔道愛好者の開拓につなげることを目的とする。10地区・各都道府県単位で公募を行い、本委員会から助成金を出して支援する。

(5) JJ Voice コラム及び公式ウェブサイトを利用した女子柔道に関する情報発信

公式ウェブサイト内の女子柔道に関するページに、柔道関係者による女子柔道に関わるコラム、各都道府県の活動状況を掲載することで、女子柔道に関する普及・振興につなげる。

(6) JJ オンラインミーティング

各地で活躍する女性柔道関係者が役員に登用されるなど徐々に女子柔道振興の取り組み成果が見えはじめている。その中で次なるフェーズとして、各地で女性理事になったものどのような活動をすれば良いのか分からない、イベントを開催する、託児室を設置するにもノウハウが無いといった状況が見受けられる。

現在、各地の現場で課題となっているテーマを設け、オンライン上で気軽に質疑応答、フリートークができる機会を年2回開催する。テーマによっては講師(アドバイザー)を招聘して各地で活動する方々より良い柔道との関わり方ができるきっかけとなることを目指す。

(7) 新規取り組み事項

①女子柔道選手の健康問題に対する取り組み

女子柔道選手に関する健康問題に対して他の専門委員会と連携して取り組み、各種事業において、女子柔道選手、指導者(男性指導者も含む)、保護者等への情報提供を行う。

②柔道における女性の活躍推進プランの取り組み推進、見直しの検討

2020年8月に制定した柔道における女性の活躍推進プランに基づく各種取り組みを各都道府県とも協力し、本プランが全国的に広がりを見せ、女子柔道の振興に寄与するように推進する。また、制定から一定の年数も経過しているので必要に応じた見直しを行う。

③転び方関連に対する取り組み

他の専門委員会の取り組みに係る情報周知等で連携・協力することについて検討する。

13. 指導者養成委員会

(1) 会議の開催

- ①全体会議 オンライン4回、対面1回（4月、6月、12月、1月、3月）
- ②委員長・副委員長会議 オンライン4回 対面1回（4月、6月、12月、1月、3月）
- ③カリキュラム部会 オンライン6回（4月、5月、6月、7月、11月、2月）
- ④更新講習会用オンデマンド資料作成会議 オンライン2回（6月、10月）
- ⑤障がい者柔道との連携 オンライン5回（5月、7月、9月、11月、1月）

全体会議では年度当初の方針、中間の見直しそして年度末のまとめを実施する。全体行事が効果的、効率的そして費用対効果となっているかPDC Aサイクルを管理する。

小会議については、従来までの部会の任務を統合して実施する。各研修・講習会の企画、制度の改革・カリキュラムの検討が主であるが他連盟・組織（J S P O、J S C等）との情報共有、連携等を行う。

(2) B指導員養成講習会（実施およびモニタリング）

各都道府県におけるB指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バンクからの講師派遣、教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

42都道府県および3都道府県のモニタリングを予定している。

(3) C指導員養成講習会（実施およびモニタリング）

各都道府県におけるC指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バンクからの講師派遣、教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

45都道府県および3都道府県のモニタリングを予定している。

また、強化指定選手も指導者資格取得を促進していく。

(4) 全国指導者研修会

全国2か所（委員2名、事務局1名） オンライン5回

都道府県から各2名（講師1名、事務担当1名）を集めて研修会を行う。

都道府県の指導員講師を養成および2025年度から施行される新カリキュラムの活用方法を実施する。

(5) 公認指導者資格の取得推進のための広報活動

公認指導者資格の取得を推進するために主催イベント（セミナー、大会等）で広報活動を実施する。

(6) J S P O公認スポーツ指導者資格制度との連携

J S P Oが開催する資格関連諸会議に代表委員や事務局員を派遣して連絡調整を行う。グッドコーチ養成のための新しい講習のあり方を学ぶため、コーチディベロッパー受講者以外の委員による研修会視察や、J S P Oが開催または推奨するグッドコーチ養成に関連する研修会や講習会へ委員を派遣する。

(7) 指導者養成カリキュラム改善に関する事業

部会メンバー内タスクフォースによる以下の案件に対する原案を作成する。

- ・カリキュラムの内容・時間数、学習形態（集合講習時間数の妥当性、オンラインシステム導入の是非）に関する原案作成
- ・I J Fとの資格検討ミーティング（東京開催を視察）
- ・I J Fアカデミーの指導者資格行っている地域に委員を2名派遣し、調査や責任者とミーティングを行う。

- ・スポーツ指導者資格認定団体（J S P O、I J F アカデミー）との連携内容に関する原案作成
 - ・講道館との連携
 - ・天理大学にて開催されるフランス柔道指導者研修会（時期未定）を視察し、グローバルな視点での指導者養成担当者との意見交換および海外指導者との交流を図る（2名派遣）
- (8) 中央指導者資格審査委員会
会議は年3回開催（5月、9月、3月）
A指導員資格の審査および認定を行う。また、都道府県で審査されたBおよびC指導員資格の最終認定を行う。また、指導者資格の様々な問題、課題に対応する。指導者資格講習会の最終責任を担う。
- (9) 大学生対象のC指導員養成講習会
現役大学生に対し、卒業時まで最低C指導員資格を取得させるために支援を行う。
大学生は大会等に追われて指導者資格についての意義、関心そして受講する時間がないのが現状であり、将来的に質の高い指導者を育成するためにも大学在学中に最低C指導員取得を行わせる。最終的には卒業時にB指導員資格を取得させることを目指す。
- (10) 日本武道館との共催事業
- ①日本武道館との共催事業として、全国のリーダー的中学校保健体育科教諭とともに、授業における柔道指導法の研究を行い、その研究成果を実際の授業に活かせる取組みを行う。（部活動指導者を含む）
 - ②各都道府県の中核となる中学校保健体育科教諭（保健体育科担当教諭）および柔道を専門としない保健体育教諭養成（部活動指導者を含む）の強化を目的として全国指導者研修会を開催する。
- (11) A指導員養成講習会の開催
指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有したA指導員の養成講習会を、全国2か所にて開催する。ハイブリッド型講習会（対面式、オンデマンド式）、対面型講習会を実施する。
- (12) 令和の日本型学校体育構築支援事業（スポーツ庁委託事業）
スポーツ庁委託事業の「令和の日本型学校体育構築支援事業」として、以下の取り組みを行う。
- ①スポーツ庁委託事業に関する会議
 - ②本連盟講師と授業協力者との協同による中学校授業支援
 - ③教員と授業協力者・外部部活動指導者が共に柔道指導力向上を目指すための支援事業（継続）
 - ④ヨーロッパ(オランダ)における柔道指導方法の調査分析と資料入手（継続）
 - ⑤2021年度「安全で楽しい柔道授業ガイド（DVD付）」の各都道府県及び区町村教育委員会（政令指定都市）への無料配布、「活用可能性アンケート」の実施、部分改訂
 - ⑥各都道府県における講師の育成

14. 革新的パスウェイ特別委員会

(1) 会議の開催

①全体会議 オンライン4回、対面2回

「革新的パスウェイ」とは、「スポーツでの成功を運任せにせず、誰もが可能性を伸ばせる環境を計画的に作る」という考え方のことである。本委員会では、本連盟が掲げる「長期育成指針」の内容をさらに一歩掘り下げて、日本の柔道界にどのような仕組みが必要なのかを具体的に整理する。特に、「どのような能力が必要か」「何が壁になっているのか」を、現場の感覚だけでなく、研究データに基づいた確かな視点で定義していく。将来を担う子どもたちの育成システムを作ることは、非常に難易度が高い挑戦であるため、海外の事例に詳しい専門家を委員として批判的かつ建設的に議論し、多角的に検討を重ねる。

(2) 革新的パスウェイに関する調査研究

柔道における革新的パスウェイのシステム構築に不可欠である「柔道の成功における偶発的要素の最小化」を支える科学的根拠はまだ十分ではないため、現状のシステムの問題の抽出、原因の探求、解決策の提案に必要な情報を収集・分析する。蓄積した情報から論文を作成し、全体会議で結果を共有する。

(3) 石川モデルの構築

石川モデルは、長期育成指針の「地方版プロトタイプ」のことをいう。使われていない道場（学校や警察の柔道場）を地域に開放するなどの画期的な環境整備や、指導現場の課題の実施調査から実践的な指導者養成を実施する。全国どこでも応用できる「持続可能な柔道振興システム」の構築を目指す。現在取り組んでいる「石川モデル」は、多様な背景をもつ関係者の協力が不可欠であるため、現場に介入して実践的に取り組んでいく。これにより日本各地でそれぞれの地域に合った取り組みがスムーズに広まっていくことが期待される。

15. 発達特性特別委員会

(1) 会議の開催

①全体会議 オンライン（対面）6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

②委員長・副委員長会議 オンライン（対面）3回（5月、9月、1月）

学校現場では発達障がい（特性）を有した児童が増加しており、様々な分野から効果的な関わりを模索している。柔道においても「発達障がい×柔道」の可能性が指摘されている。実際にどのような規模で発達障がい（特性）を有した子どもたちが柔道に関わっているのか、また柔道の効果はあるのか、さらに特性（種類）に応じた指導法はあるのかを組織的にそして全国的に調査研究を実施する。円滑に委員会事業を遂行できるように議論を進めていく。

(2) 公認柔道発達支援指導員養成講習会（3か所：東京都、大阪府、福岡県）

発達特性のある子どもへの適切な理解と指導力を備えた人材を育成することを目的に、公認柔道発達支援指導員養成講習会を開催する。専門的知見と実践的指導法を学ぶ機会を提供し、安全で包摂的な柔道指導環境の整備と普及を図る。

(3) オンライン勉強会

近年、発達特性に対する社会的理解が進む中、柔道界においても多様な特性を持つ人々が安心して学べる指導環境の整備が求められている。発達特性に関する基礎的理解から実践的指導事例までを学ぶオンライン勉強会を年間11回開催するものである。指導者の学びを継続的に支援し、インクルーシブな柔道指導の普及と柔道の社会的価値向上を図る。

16. 全国少年柔道協議会（少柔協）中央委員会

（1）会議の開催

- ①全体会議 オンライン2回
- ②白石基金 運営・選考委員会 オンライン1回
- ③未経験者(幼年児)への働きかけWG オンライン3回

（2）少年少女柔道普及振興基金（白石基金）表彰（少柔協負担分）

故白石禮介氏から寄贈いただいた1,000万円を原資として、日頃、少年少女の柔道普及・振興に寄与している道場やスポーツ少年団を表彰し、振興を図る（平成28年度より開始）。

2026年度は、最終表彰(2025～2026年度)として23都道府県柔道連盟(協会)からの推薦を受けて表彰する。なお、今回の表彰をもって本事業は終了する。予算については表彰団体へ寄贈する盾ならびに目録の費用に充てる。（基金の残額により奨励金は例年の各団体10万円から減額する可能性あり）

（3）小学生への適切な指導法の提言

小学生の大会や練習の実態を精査して課題を焦点化し、小学生段階におけるあるべき適切な指導の在り方を明らかにする。適切な指導指針に基づく啓発活動を展開する。審判委員会、重大事故総合対策委員会、教育普及委員会等との連携を図りながら事業を展開する。

（4）未経験者（幼年児）への働きかけ

未就学児、小学生を中心とする未経験者への「転び方教室」等の啓発事業を企画・実施して、柔道の楽しさと有用性を伝え、柔道理解と振興を図る。

未就学児向け柔道教室(含む転び方教室)指導資料を作成し、指導者の普及を図る。特に女性指導者の活躍の場を確保し、女性指導者の増加を目指す。

（5）小学校（授業）への働きかけ

小学校での総合的な学習の時間の「日本の伝統文化」探究活動、体育の「体づくり運動」の授業を活用して、①受け身体験、②自他尊重精神、力の有効活用の重要性の学習を企画、実施して柔道の有用性を伝え、柔道理解、振興を図る。同事業の都道府県単位での展開を推進する。

Ⅲ. 事務局事業

1. 普及促進事業

(1) 7割柔道クラブ

①東京

千代田区立スポーツセンターの柔道場を活用し、毎月1回練習会を開催する。本練習会は勝利至上の稽古を目的とするものではなく、「けがをしない・させない」、「無理をしない・させない」ことを基本方針とする。参加者間で競技力や体力に差がある場合には、相手を思いやる姿勢を重視し、安全に配慮した練習を行うことで、久々に柔道に取り組む参加者でも安心して柔道を再開できるように配慮する。健康増進および柔道仲間のコミュニティ形成を促進し、楽しく柔道に親しむことのできる場を提供することを目指す。あわせて、本練習会の実施を通じて登録会員増加にもつなげていく。

②地方

自らの体力や技量に応じて柔道を楽しむ場を設け、柔道を行うことのハードルを下げる。また、もう一度柔道プログラムにより競技に復帰した人が、健康増進のために楽しく柔道を行える場も提供する。さらに参加者の子弟などの年少者が安全安心に参加できる仕組みも用意する。

(2) 柔道学童保育

柔道の教育的価値を重視し、児童に対して知育・徳育・体育の三位一体の学びの機会と、安全で安心できる環境を提供することで、柔道を通じて心身ともに健やかに成長できる場を創出する。本事業では、柔道の基本動作や受け身の習得を通じて、安全な転び方を身につけるとともに、礼儀や思いやり、規律を大切に作る姿勢を育むことを目的とする。

あわせて、放課後の時間を有意義に活用できる居場所を地域に提供し、保護者が安心して子どもを預けられる体制を整えることで、地域に根ざした子どもたちの健全育成および地域貢献を図る。

(3) 公認転倒外傷予防指導員資格養成委員会

本資格は、子どもから高齢者まで、さらには運動機能が低下した人々を含め、誰もが安全に日常生活を送ることができるよう支援する指導者を養成することを目的とする。特に、高齢者に多い転倒や外傷の予防を重点課題とし、柔道の動作や受身の技術を応用した、実践的かつ効果的な運動指導を行える人材の育成を図り、柔道が有する教育的・社会的価値を一層高めるとともに、地域における健康づくりや介護予防の推進に寄与することを目指す。

2026年度は、年間6回の養成講習会の実施を予定している。講習会終了後には受講者へのアンケート調査を行い、意見や要望を収集し、今後の運営方法および講習内容の改善に活かしていく。また、本資格の認知度向上を図るため、年間2か所において広報ブースを出展し、普及啓発活動を実施する。

(4) シニア転倒予防・健康体操

千代田区立スポーツセンターの柔道場を活用し、柔道の動作を取り入れた「転びにくい身体づくり」を目的としたシニア向け転倒予防教室を実施する。

教室は毎月2回、半年間を1クールとして実施し、参加者の既往歴や健康状態を事前に把握したうえで、適切なリスク管理を行いながら運営する。教室終了後には参加者へのアンケート調査を実施し、得られた意見や評価をもとに、今後の実施方法や内容の改善を検討する。

(5) 柔道コグニサイズ

国立長寿医療研究センターが指定するコグニサイズ促進協力施設に登録するとともに、柔道場で

実施できるようなコグニサイズのプログラムを開発する。

また、国立長寿医療研究センター主催のコグニサイズ指導者研修に参加し、NCGG-FAT（国立長寿医療研究センター・機能評価ツール）の使用権限者を増やし、シニア転倒予防教室の参加者へ、MCI（認知症ではないが正常とも言えない状態）の簡易検査を実施できる人材を養成する。さらに、事業報告を通じて取り組みの成果を検証し、今後の事業展開に活かす。

(6) もう一度柔道プログラム

柔道から一度離れた中年層を主な対象とし、安全かつ安心して柔道に復帰できるプログラムを開発し、定期的に集まれる場を提供する。

対象者の年齢層や運動レベルに応じた内容とし、久しぶりに柔道に取り組む参加者でも無理なく参加できるよう、ウォーミングアップや練習方法に関するマニュアルおよび動画教材を作成する。また、参加者の意見を収集し、プログラム改善に向けた資料の作成を進める。プログラム完成後は練習会を開催し、参加者へのアンケート調査を実施する。得られた結果をもとに、今後の実施方法や運営体制について検討し、より効果的なプログラム運営を図る。

(7) SAGAスポーツミラミッド

佐賀県が推進する「SAGAスポーツピラミッド（※通称『SSP』）」事業の一環として、柔道競技による体験型イベントを実施し、本連盟が展開する各種普及事業をイベント形式で展開する。スポーツの「する」「育てる」「観る」「支える」「稼ぐ」のいずれかに何かしらの形で関わられるようなモデルケースをつくり、スポーツ文化の裾野を広げる。また、佐賀県および関係団体と連携しながら、イベント運営ノウハウや指導プログラム、普及施策の企画手法等を共有することで、将来的には県主体で柔道普及事業を継続・発展させることが可能な体制づくりを推進する。

(8) DO JUDO FESTA（2回開催予定）

進学・就職などライフステージの変化とともに「柔道離れ」が見られる世代に対してトップ選手との交流による「モチベーションアップ」や「学び続けることの大切さ」の気づきを与える。また、柔道を活かせる進学・職業紹介を行うことで、柔道継続人口の増加を狙う。

(9) 未就学児向け「転び方教室」WG

- ①発育発達段階に即した未就学児向けの標準的な転び方指導資料を作成する。
- ②幼稚園、保育園、こども園での「転び方教室」や親子柔道教室等を実施するための指導者育成講習会を全国各地（3か所）で実施する。
- ③標準的な転び方指導マニュアルの周知を図り、各県の「転び方教室」実施を支援する。

(10) 小学校授業での「転び方指導」の普及

- ①都道府県・地区教育委員会、都道府県柔道連盟と連携して、小学校体育授業体づくり単元での転倒事故防止を目的とした転び方教室の実施を推進する。
- ②次期学習指導要領の改訂に向けて、体育授業体づくり単元における転び方指導計画を作成する。
- ③都道府県柔道連盟、教育委員会単位で、柔道を専門としない小学校教員向け指導法研修会（3か所）を実施する。

(11) シニア健康指導の普及

- ①転倒外傷予防指導員制度に基づき、2024年度に作成した「シニア版受け身のススメ」転倒予防士学会、国立長寿医療研究センター等の知見を生かし、指導法の普及を行う。
- ②シニア層を対象とした健康寿命延伸を目的とした健康教室を開催する（全国3カ所）。
- ③全国各地の活動団体が独自に実施しているシニア層への転び方指導や健康指導の実態調査に基づき、多様な指導法を精査する。

④欧米における先進的な高齢者への健康指導や医科学分野の専門的な知見を基に、標準的なシニア層への健康指導法を確立する。

⑤企業と連携した労災事故防止転倒予防講習を全国（5か所）で実施するとともに、実施県での指導者育成を図る。

(12) 中学校部活動地域展開への対応

①2024年度に創設した中学校柔道振興協議会を機能させ、中学校における活動の維持を図る。

②全国9ブロック代表者を開催し、ブロック内各県への指導を強化する。

③全国9ブロック単位での協議会を開催し、課題解決を図る。

④スポーツ庁、(公財)日本中学校体育連盟、都道府県教育委員会等と連携し、対応策を検討する。

(13) 地域クラブ活動の整備

①部活動の地域展開に関して、既存の地域クラブの実態調査を行い、課題を明らかにする。

②スポーツ庁の総合型地域クラブ構想に基づき、既存の地域クラブの効果的な中学生受け入れ体制の在り方や具体的な支援策を検討する。

(14) 柔道版ACP（アクティブ・チャイルド・プログラム）「J S P O-ACP@柔道場」の普及

①長期育成指針に基づく発育発達段階に応じた指導の充実を図るため、エバンジェリスト委員を中心に、「J S P O-ACP@柔道場」を開発する。

②全国指導者研修会を開催し、ACP指導法の普及を図る（年1回）。

③ブロック単位での指導者研修会を開催し、ACP指導法の普及を図る（全国3カ所）。

④都道府県で選出されたACP推進委員が主導する指導者研修会を実施する（6か所）。

(15) 柔道普及イベントの実施

都道府県柔道連盟（協会）の要請に基づき、普及事業の主要コンテンツとして位置付けている以下の事業を実施する。安全な転び方の習得や柔道の動きを取り入れた運動指導、練習会の開催を通して参加者の柔道への関心意欲を高め、柔道の普及促進を図る。合わせて、将来的には各県が事業を展開できるよう、運営方法、指導方法などを提供して、地域の自走体制の構築を図る。

- ・小学・中学・高校生向け柔道教室
- ・ACP@柔道場指導
- ・七割柔道クラブ
- ・子ども（未就学児、小学生）向け転び方教室
- ・シニア向け転倒予防講習（含コグニサイズ）

(16) 部活動支援、活性化事業

①中学校、高等学校で柔道を始める生徒を確保するため、体験入部時期に著名選手を学校部活動に派遣して啓発、勧誘を図る（10か所）。

②中学校、高等学校部活動の活性化を図るため、地区の合同練習会等に著名選手を派遣して技術向上、啓発を図る。

(17) 総合型地域柔道クラブ支援事業

競技柔道の指導に加え、未就学児から高齢者まで全年代を対象に、広く柔道の効用を活用した下記の活動を通して柔道の普及促進を図る地域クラブに対して、運営、指導方法の提供や著名選手の派遣等の支援を行う。

- ・小学・中学・高校生向け柔道教室
- ・ACP@柔道場指導
- ・七割柔道クラブ

- ・子ども（未就学児、小学生）向け転び方教室
 - ・シニア向け転倒予防講習（含コグニサイズ）
- (18) 都道府県普及活動支援事業
都道府県柔道連盟が展開する普及活動に対して、運営、指導方法の提供や著名選手の派遣等を行い、各県の自走体制の構築を支援する。
- (19) 法務省矯正局との連携事業（矯正施設の活用）
矯正局の施設を活用し、地域の子供たちに柔道を指導する。
刑務官の柔道指導者資格取得を推奨し少年柔道指導による地域貢献につなげる。
少年院施設で慰問活動とし、メダリストによる講話ならびに安全な転び方の指導を行い、柔道の興味・関心を高め普及につなげる。
- (20) 渋谷区防災キャラバンイベントの出版
渋谷区が運営している防災訓練イベントに「転び方体験」ブースを出展し、柔道未経験者を対象に安全な転び方のレクチャーを行い柔道普及につなげる。
- (21) 道場わっしょい
道場の活性化を目的に、道場単位で参加するイベントを開催する。「強くない子も活躍できる」をコンセプトに柔道の試合以外の競争を取り入れる。道場のコミュニティとしての魅力を発信することにより、少年柔道の普及・発展に寄与する。
2026年度は、福岡県、石川県、宮崎県、愛媛県の4か所で実施予定。
- (22) メダリスト中学校武道(柔道)授業支援事業
全国各地の中学校計25校において、9月～翌年3月に各1回授業を実施する。
柔道を専門科目としている指導者のいない公立中学校の保健体育科武道(柔道)授業にメダリストを派遣し、メダリストによる指導方法を担当教員に習得してもらうことで、その後の授業の質的向上を支援する。
また、その教員の授業を受けた生徒の意欲関心を高め、柔道を安全かつ身近なスポーツだと感じてもらえることを目的とする。普段触れ合うことのできないメダリストの実技指導を経験することで柔道の知識や技能を向上させ、柔道への理解を深めることにより、柔道に対する負のイメージを払拭し、柔道の普及発展に努める。
- (23) 金鷲旗柔道クリニック
金鷲旗高校柔道大会において、1・2回戦で敗退してしまった選手を対象にオリンピックメダリストによる柔道教室・合同練習会を実施する。
近年、強豪校に勝てないことから大会参加校が激減しており、それが柔道人口減少も原因の一つにもなっている。実力が低い学校でも試合ができ、かつメダリストからの技術指導を組み込むことで、大会参加団体の増加を期待するとともに、柔道普及へつなげる。
- (24) 特別支援事業
昨年度までメダリスト派遣事業内で、特別支援学級や、隣接する病院へ通いながら登校する生徒へ授業を行った。本事業では、特別支援学級・特別支援学校等へ通う生徒、不登校の生徒向けの特例校(学びの多様化学校)、児童養護施設等へ柔道を通じた支援を行う。特例校の全国展開に合わせ、支援が期待でき、柔道の魅力を合わせて発信する。

2. 長期育成指針浸透事業

- (1) 本事業は、カンファレンスの開催（他団体との連携）、大会時のブース設置（年4回程度）、講習会

の開催（年12回）、動画作成（約20本）、および公式ウェブサイトでの広報を通じて、本連盟が策定した「長期育成指針」の理念と内容を全国の柔道指導者・保護者・柔道実践者に届け、共通理解を形成することを目的とする。

- (2) 他のスポーツ団体や教育機関等と連携したカンファレンスにより、柔道だけにとどまらない幅広い知見を共有し、スポーツ界全体での長期育成の共通理解と連携体制の構築を図る。
大会会場でのブース設置では、指導者や保護者に対面で直接情報を届ける機会を確保する。全国各地での講習会では、長期育成指針を正しく理解し各地域で伝えられる人材を育成する。動画や公式ウェブサイトを活用することで、講習会に参加できない地方の指導者にも同じ質の情報を届け、情報格差を解消する。
- (3) これらの取り組みにより、子どもの成長の個人差を踏まえた安全で適切な指導が全国に広まり、ケガや燃え尽きの防止につながる。また、勝敗だけでなく技の上達や人間的な成長といった多様な評価が浸透することで、柔道を長く続ける子どもが増え、柔道人口の減少に歯止めをかける効果が期待される。さらに、柔道を通じて体力・協調性・社会性・考える力などの「身体リテラシー」を育む意義が広く認知されることで、子どもの健全な発達のもとより、高齢社会における健康寿命の延伸にも貢献できる。
- (4) 嘉納師範が著した『青年修養訓』を学ぶ勉強会（青年修養塾）を開催してきた。本年度中には全25回にわたる最終50章までの勉強会を終え、「柔道を通じた修心の到達目標・内容の明示と普及」をまとめたダイジェスト版を作成する。

3. ライブ配信動画コンテンツ制作事業

(1) ライブ配信事業

以下の大会の試合映像をYouTube公式チャンネル「全柔連TV」でライブ配信する。

- ・全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ・皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ・全日本柔道選手権大会
- ・全国中学校柔道大会
- ・全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ・マルちゃん杯全国少年柔道大会
- ・講道館杯全日本柔道体重別選手権大会
- ・全日本シニア柔道体重別選手権大会
- ・全国高等学校柔道選手権大会

(2) プロモーション映像制作事業

以下の大会のプロモーション映像を制作する。

- ・バクー世界柔道選手権大会
- ・グランドスラム東京

4. 情報戦略事業

(1) 会議の開催

情報戦略部員会議 6回（オンライン 4月、6月、8月、10月、12月、2月）

【定常事業】

(2) 体力測定

全国中学校柔道大会個人戦出場選手、競技者育成事業に参加する小学生、およびシニア・ジュニア強化選手の体力測定を実施し、選手、サポートスタッフ、所属組織等へフィードバックする。強化選手を対象とした事業については、強化委員会からの要請に基づいて実施する。小・中学生データは、柔道競技におけるアスリートパスウェイ探索に資する基礎的資料としても保存する。

(3) 映像・情報分析（試合撮影、映像編集、競技分析、インテリジェンス創出）

JSCの「ハイパフォーマンス・サポート事業」と連携し、各種大会の試合を撮影し、その映像で強豪選手の特徴、審判員の傾向などの分析・検討を行う。得られた成果は、主に強化委員会や審判委員会と協働して、選手・コーチや審判員にフィードバックする。また、スタッフが帯同できない国際大会映像・情報分析に関しては、IJFが配信している大会映像を入手して活用し、遠隔で情報分析した成果をフィードバックする体制を構築する。

(4) 研究成果報告書の発行

柔道に関連する学術的知見を掲載する『柔道科学研究』をオンライン発刊する。柔道に関わる様々な研究成果を広く国内外から募集して社会に発信する。医科学委員会や強化委員会をはじめ、専門委員会委員からの投稿も勧奨する。将来的に国際的な発信ができるように、英文化の検討を進める。

(5) 専門委員会活動の支援

各専門委員会と連携し、全柔連グランドデザイン「長期育成指針」に即した事業遂行を支援する。

①強化委員会

- ・国内ポイントシステムの運用・管理
- ・強化委員会での表選手選考資料の作成
- ・過去の戦績資料作成（強豪外国選手等）

②審判委員会

- ・新ルール検討に向けた検証映像の選別と映像資料作成
- ・新ルール講習会の映像資料編集

③その他の委員会（随時）

【プロジェクト事業】

(6) 柔道におけるアスリートパスウェイの探索（メダルポテンシャル要因）

柔道選手の将来予測は少なくとも高校以降でなければ難しいとの指摘があり、将来性を加味したジュニア選手の発掘や選考が実施されていない。この課題を解決するため、オリンピックメダリスト等の国際レベルにあるトップアスリートの「幼少期の運動、スポーツ活動状況」、「専門的な競技開始年齢」、「指導者との出会いや競技環境」、「体力、技術、競技パフォーマンス（記録）の変遷」、「ピークパフォーマンス到達年齢およびハイパフォーマンスの維持年齢」、「養育者のスポーツ観」などの量的、質的な説明変数を抽出し、選手発掘に資する要因を検討する。

(7) 柔道の社会的価値向上を目指す研究・発信

柔道の特性や柔道に関連する動き等が人々の心身にもたらす影響に関する学術研究を推進し、さらに国際的研究動向についての文献的調査等を実施し、得られた成果や知見を発信する。これらの事業を通して、柔道に関わるエビデンスレベルの高い様々な理論を確立し、柔道の社会的価値（広報、普及・振興）の向上に貢献する。

①国立長寿医療研究センター等との共同研究（認知機能低下やフレイル予防等）

②柔道指導者のウェルビーイング確保に必要な要因の探索

③柔道カンファレンスへの参画

(8) Judo Database 構築

柔道に関するあらゆる情報を網羅したデータベース「Judo Database」(仮称)の構築に向けた検討(収録データ範囲や)。柔道の広報、普及・振興、強化活動に貢献するシステム構築を目指す。

(9) 映像分析システムの開発に向けた検討

現行システムは開発後すでに10年が経過し、OS・ファームウェア・ミドルウェア・アプリケーション等が旧式で、「改修」はほぼ困難と考えられる。そこで新システムの開発に向けた準備として、調査・企画・要件整理を行い、今後の事業の方向性を見定める。

以上